

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

議案第61号

平成23年度伊丹市交通災害等共済事業特別会計補正予算（第1号）

○新内委員長 初めに、議案第61号を議題といたします。

本案につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 この61号議案、交通災害等共済事業で、今回の補正予算というのは繰越金の確定に伴うものだというふうに理解しておりますが、この繰越金、昨年、さらには一昨年度と比べて、どのような数字になっておりますか、ふえておるのでしょうか、減っておるのでしょうか。

○都市基盤部 昨年度からの決算剰余金の増減でございますけれども、金額的には去年よりもふえておりますが、ことし22年度の場合は、事前に基金のほうから見込まれる額を取り崩しをしておりましたので、額が大きくなっております。

○櫻井委員 基金のほうから、今年度取り崩されているというお話ですけれども、基金はちょっと何年後ぐらいになくなりそうなのでしょうか。

○都市基盤部 一応基金残高、ただいま22年度決算で5287万8000円ということで、残高がなっております。

ことし、実際に収入から支出を差し引きまして足りなかった分が、差し引きしますと約518万6000円となりますので、残額を5280万ということで申し上げましたので、単純にこの差額がこのまま続くなれば、大体10年分ぐらいの運営用には取り崩しが可能と思われまます。

○櫻井委員 基本的にはこういった議論は、特別会計の決算委員会のほうでもなされるべきものだというふうには思いますけれども、せっかく市長にも御臨席いただきましておりますので、ちょっとこの際、お伺いしたいんですけども、この事業の根拠法令で、多分国の法律では、特に定めのないものだというふうに思いますけれども、国や県でどのような取り組みが行われているのか、ないしは民間企業でカバーできないものなのかという点をちょっと教えてください。

○都市基盤部 根拠法令につきましては、保険業法にも適用がございませんで、これは一応市の条例でもって運営されているものでございまして、他市でも過去たくさん、多くの市でやられておりました。

県とか国のほうですが、先ほど委員もおっしゃいましたように、国のほうに特にそういう共済制度みたいなものがございませんで、県とか全国組織でしたら全労済とか、そういう独自でやられている分がありますので、市と同様の共済制度があります。保障額、保険料等は伊丹市のように安価ではありませんが、一応そういうものはございます。

○櫻井委員 民間でも交通災害ということでは、いろいろ各種保険があろうかと思えますけれども、それとの関係ではいかがでしょうか。

○都市基盤部 申しわけありません。民間のほうでも本共済制度がスタートしたころには、

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

そういう損保会社等、そういう自動車とか、こういう災害の保険制度というのは独自で販売とかは余りされておらなくて、市のほうで一定そういう制度があるということで喜ばれておったんですけど、最近はまだ民間でも十分いろんな、それぞれ掛金とか内容等は違いますけど、基本的に保険料を払っていただいて、自動車等の交通事故に対する保障制度というか、保障の保険は多種多様で販売されているという状況でございます。

○櫻井委員 ずっとお話を聞いてると、県でも制度があると、民間でもいろんなサービスを提供をされているということだと、なかなか伊丹市で独自にやる必要性というのは、若干見えにくくなってきているのかなというふうな印象を持ちました。

一方で、保険というのは、いろんな、幅広く、薄く広くいろんな人に入っていて、一方で、何かあったときには、そのリスク分散ということですから、何か起きても、皆さんが一遍に被害に遭われるということはないでしょうということから、保険制度、相互、お互いの助け合いということが可能になるんだと思うんですけども、この伊丹市という、ある種、面積的には狭いところで、こういう保険事業というのは、万が一のときにはちょっと難しい状況というのもあり得るのかなと。例えば、市長が就任された直後に起きた福知山線の事故のときに、この災害共済からお金が出たのかどうかというのはちょっと承知しておりませんが、仮にそういうときにたくさん出たということであれば、やっぱりちょっと基金は非常に苦しくなるんじゃないかというふうにも思うんですけども、つまり、リスクヘッジという観点からしても、伊丹市独自にやる必要性というのは、ちょっと難しいところもあるんかと思うんですけども、この伊丹市独自にやる必要性というのはどのようにお考えでしょうか。

○都市基盤部 この制度がスタートしたころには、やはり1日1円保険ということで、非常に市民の皆さんに入っていていただきやすく、なじみのあるということでスタートしてるんです。

市独自にやる必要があるのかということですが、長年にわたってやってきてることもあり、市民の方に一定御理解いただいている部分はあると思います。

今委員言われたように、損保会社ですね、一般の会社、県等ほかの共済、民間のところもやってきている状況もありますので、一定本市での共済制度について、先ほど委員のほうも、たくさん被害者が出たらどうするかみたいな話がありましたので、それも踏まえまして、今後それらも含めて検討する必要があるというふうには認識しております。

○藤原市長 櫻井委員からこの交通共済、やめたらどうかとまではおっしゃいませんでしたけども、そもそも必要性はどうかという問題提起をいただきましたが、実は私も市長就任当時、同様の、やめたらどうかとまでは思いませんでしたけれども、最初の市長選挙のマニフェストの際に、この事業にかかわらず、市がやっておるすべての施策について、本当にやる必要があるのか、民間に任せられるのは民間に任せていったらどうだろうかと、今もそうですけど、厳しい財政状況、そして行政改革で公務員をそんなにふやせない状況の中で、本当に真に必要な仕事に集中的に人員なり、予算なりを配分して、民間に任せられるのは民間に任せたらどうかという発想で、この共済事業にかかわらず、すべての施策を見直させていただきました。

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

この交通共済につきましても、委員御指摘のように、私も同様に民間でこれだけ、制度発足のときには必要性はあったけれども、その後、民間で保険制度もできたし、いろんな共済もあるから、市が独自にこうして条例に基づいてやる必要があるのかといったような問題意識で、さまざまな方の御意見聞きましたが、結論的に申し上げれば、これ伊丹市にもう根づいた制度で、地域の方々も、自治会初め、いろいろ活動されておられる。そして、これについて、実際、いざというときに共済金受け取った方は非常に喜んでおられる等々がありまして、むしろやめたらどうかという動きはほとんどありませんで、私自身はこれだけでなく、すべて見直す中で検討した結果、市民の総意として実はこれぐらいの事業、これぐらいと言ったらなんですけど、小さな事業いっぱい特別会計で持つておくこと自体がどうなのか、整理できないのかという問題意識を持って検討はいたしましたけれども、市民の皆さんの御意見として、私なりに受け取った中では、これは続けたほうがいいのかという御意見が圧倒的に多かった。

ただ、きょうこうした委員会の場で、委員からどうなのかというような御指摘もいただきましたので、今後広く意見をお聞かせいただきながら、一たん始めたからやめられないといったようなことをよくお役所仕事とって批判をされるわけでありますので、もっとその時点時点で必要性については真摯に検討して、御意見を承りながら検討してまいりたい、そのように思います。

○櫻井委員 市長の御答弁、ありがとうございます。

いろいろ必要性を検討されたということですが、一方で許容性ということを考えてときに、今、基金が積み上がっていると、まだ基金があるという状況ですから、それで運営していくということも、それはそれで十分いいことだともいうふうにも思うんですけれども、一方で、その基金残高というのが徐々に減っていった傾向にある、5年は大丈夫かもしれないけど、10年後にはどうなるかわからないといったときに、その基金がなくなりましたと。そうすると、お金はどこから持ってこなきゃいけないということになったときに、一般財源から補てんしてまでこの事業を続ける必要があるのかという議論をそのうち始めなきゃいけないんじゃないかというふうにも思うんですけれども、その点について、一般会計から繰り入れてまで続ける必要があるかどうかについて、考え方を聞かせてください。

○藤原市長 これ今後のお話ですので、私からお答えさせていただきますが、少なくともきょう時点で、これから議会初め、市民の皆さんの御意見をお聞きしたいと思っておりますけれども、一般会計の税金を投入してやるつもりはありません。要は、類似の制度は多々ある中で、この制度だけに税金を投入してやるということはいかがなものか。委員御指摘のように基金がなくなっていった、減少していった、制度の存続が危ぶまれる事態に、仮になるとしますれば、掛金を上げるのか、やめるのか、そういう検討が中心になるのかなというふうに現時点では思っておりますけれども、いずれにしても、現段階でこの制度をやめる方向で検討しているというわけでは決してありませんので、きょう委員からは初めてそうした御提案をちょうだいしましたので、委員からの正式の委員会での御提案ですから、検討させていただきますということではあります。他の委員の方々の御意見、多くの市民の方々の御意見をお聞きしながら、この制度の存続について、委員御指摘のような事態になれば、検討させて

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

いただくということになるかと思えます。

○櫻井委員 質問ではなくて、最後、要望といいますか、感想を述べさせていただきますと、きのうの総務政策常任委員会におきましても、これは下水道の補正予算に関して岩城議員からの質問に対して市長が、むやみに、安易に一般会計からお金を繰り出すべきではないというお考えを示された。本件についても同じような考え方を示されたということで、よく理解いたしましたので、ありがとうございました。

○新内委員長 じゃあ、ほかにございませんか。

ないですか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方、どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○新内委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案どおり決すべきものと決定いたしました。



議案第62号

平成23年度伊丹市災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

○新内委員長 次に、議案第62号を議題といたします。

本案につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 先ほどと同じ質問を、この災害共済事業につきましても、ちょっと同じ質問を繰り返させていただけます。

先ほどと同じ質問ですので、課長にはまとめてお答えいただきたいと思いますが、決算余剰金の増減、それから基金の積み立て状況、それから今後の基金の、もし減っているのであれば、何年ぐらいもちそうかというような見通し、それから基金がなくなっても事業を継続する意義があるのかどうかといったところをまずお聞かせください。

あとそれから事業の根拠法令、それから国、県などの取り組み状況などもあわせてお聞かせください。

○都市基盤部 まず最初に、決算の剰余金の増減ですが、21年度から22年度につきましては減っております。昨年が504万円、ことしが115万円ですので、減っております。お支払いする金額がふえてることが原因です。

それから、積立金が今後、何年後になくなりそうかということなんですけど、22年度の

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

ベースのお支払い金額が625万ほどですので、仮に625万とすると、今基金残高が1億3300万ほどありますので、約20年ほどの金額が基金のほうにあるんですが、実際にこちらの災害のほうは、一たん起こりますと額が、今申し上げた600万程度ではおさまりませんで、現に平成6年の9月ですね、水害のときにはおよそ7000万近くお金が1回に出ていますので、そういうことから考えると、通常のベースで考えるとそのぐらいは基金があるということですね。

それから、基金がなくなっても本事業を継続するののかということですが、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたように、その必要性も、状況も変わってきておりますし、そういうことも含めて考えていけないといけないということですね。

それから、事業の根拠法令ですが、これも先ほどの交通災害と同様で、条例に基づく制度でございますので、保険業法の適用を受けない共済制度ということで条例に基づく制度でございます。

それから、国と県の取り組みですが、これも県なんかも、先ほど申し上げましたが、県民共済とか、そういう全国的な大きいキャパシティーのある制度があります。

それから、民間につきましても、損保会社等でさまざまな掛金に応じた、加入者の方に応じた商品がそろえられてるという状況でございます。

最後に、伊丹市独自でやる必要があるのかということでございますけれども、先ほどの交通災害と同様に、そういう状況も変わってきておりますので、基本的にはやめるやめないも含めてそういうふうなことも考えながら検討していく時期にあるのかなという認識でございます。

○櫻井委員 先ほどの交通災害等共済事業と比較しましても、この災害共済事業、ちょっと今課長からのお話にもありましたとおり、リスク分散という点で非常に難しい点があるのかなと。平成6年の確かに水害のときには、うちは鈴原なんですけども、鈴原のうちも床下浸水ということになりましたし、一たん伊丹市狭い地域で水害など発生しますと、多くの支払いということになりますから、いわゆる共済、保険という考え方からすると、ちょっとなじまないものなのかなというふうにも思います。県などでも広くそういう事業、もっと大きな範囲で、大きな面積の地域の中でやるという事業もあるわけですから、伊丹市独自で続けていくと、今基金があるからまだ大丈夫ですけれども、将来的にはそのことも考えて、そのリスクヘッジの考え方から、最近であればストレステストということもありますけれども、平成6年並みの水害が起きたときにも耐えられる範囲というのはどこまでなのか、積立はどの程度必要なのかということも、今後検討していくべきではないかというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○藤原市長 この災害共済は、先ほど御質問いただきました交通災害と若干違うところがあります。と申しますのは、災害共済の場合、今回東日本大震災ありました。大災害を想定いたしますと、民間でも引き受けきれないということで、地震保険があるのは御案内のとおりであります。そういう中で、家屋の被害に対する保障といえますか、手当てが必要だということで、御案内のように阪神・淡路大震災の経験を踏まえて兵庫県ではフェニックス共済ということで県が中心となった共済事業の普及を図られておられます。

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

そういう中で、ことし東日本大震災、そして台風12号の和歌山、奈良のああいって被害がありまして、このフェニックス共済を関西広域レベルに広げてはどうかというような御提案もあるやに聞いておりますし、かねてよりフェニックス共済については、これは大災害を想定した場合、県レベルでも大変じゃないかというようなことで国に引き上げるべきではないかというようなことを井戸知事はずっとおっしゃっておられます。そういう中で今回の震災がありまして、今後どういうふうに考えていくのか、その動向を見きわめながらこの市独自のこの制度につきましても、御指摘のように問題はあると私思っておりますので、ただ、しかしながら、一方でこれ一般財源を入れてるわけではありませんので、行財政改革上何が何でも直ちにやめにやいかんというわけでもないというところで、ここまで来ておるということでありまして、単に市民の皆さんからしますと、災害がことし2つも大きなのが起きて、こうした問題意識が高まっている中で、ただ店じまいするだけということではちょっと考えにくく、ほかのところにより発展的に吸収していただくとか、そういうことが可能になれば、考えられるのかなと、そのように思っておりますけど。

○櫻井委員 一番最悪な状況というのは、市民の皆さんは、これ共済に入ってた、掛金払ってました。しかし、大規模災害が起きて、基金も底をついて払えませんか、一般財源もそういう大災害が起きたときは、市の財政も苦しくなっていると、そんな繰り出せるお金もありませんといったときに、お金は掛けた、でももらえないというのが最悪の状況だと思うんですね。

したがって、そうならないようにするためにも、ある種、どこまでだったら大丈夫なのかという、ストレステストを今後しておくべきではないのかなというふうにも思いますが、そういった今すぐやめろとかという話ではなくて、どの程度だったら継続できるのかということを考えておく必要があるんじゃないですかというのが、私の考えなんですけども、そういった御検討はしていただけるのでしょうか。

○都市基盤部 続けるに当たって、どのぐらいリスクを見るかということは、一定、この共済始まったころから一定基金の目標額等定めて積んできたわけですが、こういう最近の気象なんかも結構ゲリラ豪雨があったりとか、頻繁に起きるようになりましたので、その当時、想定されていなかったことも出てくるかと思っておりますけども、その辺につきましても、研究はさせてもらった上で、どうするのかということは考えないといけないのかなとは考えております。

○櫻井委員 最後にちょっとまとめといいますか、1点心配な点は、昨年度というのは特にすごく大きな災害が伊丹で起こったというわけではないにしても、それでも基金がむしろ積み上がらない方向に進んでる。平時においてもそういう状況であったということですから、大災害が起きたときにはどうなのかというのが若干心配なところですから、ぜひしっかり検討いただいて、万が一のときに、掛金払ったけど、お金はもらえない、受け取れないというような状況にならないようにしっかり御検討いただければというふうに思います。

○藤原市長 この災害共済とはいってますけど、地震に起因する保障はしないということになっておりますので、想定されますのは水害、そして今のところ過去の大水害を想定しても対応できるという前提で制度設計されておりました、そういう面で直ちにこの制度の存続が

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

危ぶまれるというような事態は想定しておりません。

ただ、私の考えとしまして、地震は制度がもたないから除外しておるということでありまして、本当にそれでいいのかどうかということ、本当の災害共済という趣旨からしますれば、大規模な地震に対する何らかの担保が必要であろうというふうには思っております。それは今、フェニックス共済のほうにお願いし、市民の皆さん方にはフェニックス共済の加盟をお勧めしておるといったような状況でありますけれども、そうした中で、この制度を今後どうしていくのかにつきましては、議員各位初め、市民の皆さんの御意見を聞きながら考えてまいりたい。ただ、先ほどの交通災害と同様に市がどこまで独自にやる必要があるのかという問題提起は御指摘のとおりかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○新内委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案どおり決すべきものと決定いたしました。



議案第64号

平成23年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第71号

伊丹市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○新内委員長 次に、議案第64号を議題といたします。

本案の審査に当たりましては、関連いたします議案第71号の審査をあわせて行いたいと思います。

両案につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 下水道料金の値上げというのは、市民生活にも非常に大きな影響のあるものでございますので、さらに十分議論を尽くした上で、料金上げるのか上げないのかという結論を出すべきだというふうに思います。その観点から幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の料金改定の経緯でございますけれども、平成20年度までは、いわゆる単式簿記といえますか、公営企業会計はとっていなかったと。その結果は、収支が必ずしも正確

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

に把握できていなかったと。ところが、公営企業会計にしたところ、収益的収支の部分で非常に欠損金が出るというか、赤字とといいますか、ということが明らかになって、今般の値上げにつながったのかなというふうにも理解しておるんですけども、その認識は正しい認識でありますでしょうか。

○都市基盤部 ただいまの御質問でございますが、本来、特別会計であっても、企業会計であっても、必要な使用料につきましては、その受益者であるお客様から徴収するというのが基本だと思います。

今御質問の企業会計になったから大赤字がはっきりしたのかということでございますが、以前の特別会計のときにも、実は赤字であったというふうに思われます。その部分につきましては、一般会計から繰り入れで処理してきてるという経過だと思います。それが企業会計になりまして、より鮮明にその収支の状況を市民の皆様にお示しすることができるようになったということだというふうに考えております。

ちなみに、平成20年から21年に企業会計に切りかえるときに、一般会計から3億4000万円の繰り入れを実際に行っておりますので、赤字につきましては、それ以前からあったものと認識いたしております。

○櫻井委員 赤字があったというのは認識されていたと思うんですけども、赤字額が幾らであったのか、正確に認識できていたのかという点においてはどうなのかということなのですが、そもそも減価償却費が幾らか、きっと単式簿記ではわからないはずだと思いますので、正確に計算できていなかったはずだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 単式簿記につきましては、今委員がおっしゃいますように、減価償却をしていくという、そういう概念が経理処理上ございません。ただ、使用料の改定、過去に何度かやっておりますが、そのときには減価償却という概念を使いながら計算をして改定をお願いしてきておるわけですけども、それも耐用年数を見てしておりますけれども、現実、汚水と雨水が混在した会計で処理をしております。必ず雨水と汚水を別々に積み上げてトータルで予算こうなります、収入がこうなりますというような形の処理ができておりませんでしたので、正しい形のそういう収支状況がつかめていなかったというのが事実でございます。

その結果、一般会計のほうからも使用料改定時なんかにおきましては、一定そういう収支バランスがとれてたんでしようけれども、ただ、それとても、そういう期間が過ぎましたときには、当然赤が出てまいります。過去の例としましても、単年度に4億とか入れてもらったりしている経過は、私自身も知っております。現実問題として、特別会計自体においては、基本的には不足分を税で補ってもらってきたというのが実態だと思いますので、ただ、企業会計に移したときに、かねてから申し上げておりますように、もう下水道事業が一定落ちついてまいります。これから維持管理を適正にやっていく時代を迎えておりますので、その辺を明確にしていくべきであろうと、なおかつ市民理解を得ていく上でも、そういう会計状況を明らかにしていくという、そういった考え方から複式簿記に変えておりますので、そういった状況を御認識をお願いしたいと思います。

○櫻井委員 下水道の場合は、単式簿記、複式簿記という観点のみならず、雨水と汚水とい

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

う区分もあり、二重にきちんと分けなきゃいけない、2つのディメンションで分けなきゃいけないところが、それぞれ不十分だったところがあるというお話だというふうに理解しましたけれども、ある種、こういう収支というのは、やっぱり過去の決算についてまで今から直せという話にはなり得ませんが、少なくとも今後のものについては、でき得る限りきちっと正確に把握をしていくということが必要だと思いますし、そうすることが、まさに市の行政の責任、最低限の説明責任というのはそういうことだと思うんですけども、現状においては、的確に把握できているという理解で大丈夫でしょうか。

○藤原市長 伊丹市の名誉のためにちょっと申し上げますけれども、今回平成21年度から企業会計にしたから経営状態が悪化したとか、そういうことでは全くありません。それ以前の特別会計、単式簿記の世界では、先ほど申し上げてましたように、原価が明確でなかったということ、汚水と雨水が一緒になっていて、要するに汚水の処理料金をどうするのかということについて、必ずしも明確なところがなかったというのは、要はこれまで下水道の世界といいますと、とにかくつくるのが最優先、整備が第一義的にありまして、それが今後、運営がといいますか、保全が大事になってくる、そういう歴史的転換期の中で、これも私もさっき共済事業のところで申し上げましたけれども、平成17年度に市政引き継ぎまして、この下水道についても、正直経営状態がよくわからない、そして資産が十分に評価が把握して切れてない、特別会計ですからそれでよかったわけでありましてけれども、これでは市民への説明責任として、料金幾らが妥当なのか、明確に示せないではないかということで、従来は不足を一般会計から投入していたわけですけども、その説明する上で、どうも私のはっきりと明確に説明し切れなかったところがありましたので、これは今後、上水と下水一緒にするようなことも含めて考えていかにやいかん。その前提として、市民の皆さんに下水道の状況を理解いただくには、やっぱり複式といいますか、企業会計にしたほうがいいのかということで、相当の費用と時間をかけて、やっとできましたのが21年度からということになります。

そして、やってみたとところが、こういうような企業的な観点で見た場合には、こうした経営状態だということが明確になりましたもので、それを踏まえて一般会計から投入するのはどうするか、料金でいただくのをどうするかということをも市民的な理解を求めて、適正なものに向けていかにやいかんであろうというのが今年度のお願いでありまして、そういう面で、例外的に一般会計から投入する、従来はそうやっていたものを、今回はこういう明確な形で出資金と補助金に整理し、そして一定額料金も引き上げさせていただいて、今後安定的に運営できるような仕組みに持っていこうと、そういうふうに考えたということでもありますので、従来が何か非常に大まかにやっていて、今回その責任をなんて言われることでもないんじゃないかなと、そのように思っております。

○櫻井委員 複式簿記、公営企業会計ということにして、より受益者負担の範囲が明確になったということで、収益の収支も明確になったという御説明でしたので、その点はよくわかりましたということでございます。

次に、きのうの総務政策常任委員会、傍聴しておりましたけれども、委員の中には、補正予算の審議の中で一般会計から3億円と2億円の繰り出しの部分がありました関係で総務

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

政策常任委員会でも御議論いただいたわけですが、その中で長期的な財務見通し、今回値上げして、3年後にもまた値上げする可能性があるのかというようなことを心配される議員もいらっしゃいました。

今後の収益、今回17%ちょっと値上げするということでございますけれども、そうした場合の今後の収益的収支の見通し、それから資本的収支の見通しについて、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

一部議員の中には、本会議での議案質疑の中では、平成30年ぐらいには値上げをしなくても収益的収支は黒字転換するのではないかということをお指摘される議員もいらっしゃったように記憶しているんですけども、そういったことも踏まえて平成30年度ぐらいまでの長期的な見通し、これはあくまでも見通しですから、それと違ったことになることも十分承知しておりますけれども、現時点でわかる範囲での見通しをちょっと教えていただければと思います。

○都市基盤部 まず、今の御質問で、今回使用料改定を仮に行わなかった場合について、収益的収支におきまして黒字化していくのではないかという御指摘があったんですが、それはそのとおりでございまして、単年度でいきますと、平成29年には現行の使用料におきましても、収益的収支におきまして約1800万円の単年度の黒字が出る予定となっております。

しかし、この間におきましてもずっと欠損金が発生していく関係上、平成29年度には、単年度では1800万円ほどの黒字にはなりませんが、累積欠損金は約10億円、その時点で残るということになります。また、資本的収支におきましては、毎年度3億円以上の資金不足が、その平成29年におきましてもずっと依然として続いているというような状況が見込まれているということでございます。

次に、改定した場合に、それではどうなっていくのかということでございますが、今回の17.93%の改定をいただきますと、まず御案内させていただいているところであります。算定期間であります平成26年度末には2億1100万円の利益剰余金が出る見込みとなっております。

続きまして、平成30年でございしますが、平成30年には約7億6600万円の利益剰余金が出る見込みとなっております。

ただ、料金を改定いたしましても、平成26年、平成27年度には、資本的収支におきまして一部資金不足が発生する見込みになりますので、予定処分という方法によりまして資金繰りをする予定になってございます。

○櫻井委員 御説明ありがとうございます。

今後三、四年は、収益的収支のほうは改善傾向にあるものの、資本的収支は非常に厳しい状況が続くということは十分理解しております。

しておりますが、そうしますと、ちょっと委員長、平成30年程度までの現在の見込みについて、提出をお願いすると、資料請求をお願いしてもよろしいですか。

○新内委員長 はい、資料請求、できます。

○都市基盤部 改定が行われた場合の平成30年までの収支見込みということでもよろしいでしょうか。

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

○櫻井委員 はい、そうです。

○都市基盤部 それでは、はい。少しお時間かかりますけれども、お手元に届くようにさせていただきますと思います。

○新内委員長 この件については、全委員、資料必要ですか。いいですか。委員会として全委員に資料提出ということよろしいですか。

(「はい」の声起こる)

○新内委員長 じゃあ、提出、やってください。

○寺田都市基盤部参事 ただ、ちょっとお断りだけをさせていただきたいんですが、今のところ私どもが試算しておりますのは26年、これについてはいいんですが、それ以降の部分については、まずあくまで私どもの内部で試算をしてるという部分でして、伊丹市トータルで認知されたものではございませんで、その辺が29年のときとか、30年のときに大きく状況が変わってるやないかという、そういう事態もなきにしもあらずですので、その辺だけは重々御承知を願いたいと思います。

○櫻井委員 その点は重々承知しておりますので、ぜひ下に注書きでもしていただいて、特に平成27年以降については、あくまで、より粗い見込みですとか、何かそういう注意書きを書いていただければというふうに思います。

それで、ちょっと別な論点に移りまして、先ほど杉委員からも、料金の仕組みについて質問がありました。私もこれについてちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、料金の仕組みについて、基本料金というのが設けられていて、つまりほとんど使わない方は一定程度お金がかかると。それから、先ほど市長の御説明もありましたとおり、たくさん使う、大口の方も単価が高いということになるかと思うんですけれども、これは10立米当たりで見ても、基本料金を設けてることによる、最初の料金が安いということで、10立米でも特に割高になるということはないということで理解よろしいんでしょうか。

○都市基盤部 先ほどの御説明の中で、各水量区分におきまして、一律に18%近い改定率をさせていただくという御説明をさせていただきましたが、今回の使用料改定に当たりましては、今までは基本料金の中に基本水量というのを持っておりましたが、今回の改定で基本水量というものを廃止させていただいて、1トンごとに料金がかかっていくと、いわゆる今までですとゼロ立米のお客様も10立米のお客様も同一料金であったわけですが、これからはゼロ立米のお客様は基本料金だけ、1立米のお客様は基本料金と1立米の使用料をお支払いただくという形に切りかえさせていただく予定でございますので、その際に、10立方メートルのお客様が一番、ゼロ、もともとの基本料金でおさまるところから見ますと、18%になるように設定しておりますので、事実上はゼロ立米から9立米までのお客様につきましては、平均改定率をかなり下回るような形での改定になるということですので、よろしく願いいたします。

○櫻井委員 基本料金につきましては、ちょっと私よく理解できました。

一方で、ちょっとさらにここから本題といいますか、今回の料金の値上げについて、これまで本会議の議案質疑におきましては、下水道料金の引き上げは安易にすべきではないという御議論がございました。一方で、きのうの総務政策常任委員会におきましては、一般会計

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

から安易に繰り入れるべきではないと、一般会計から見れば繰り出すべきではないという御議論がございました。この2つのある種相反する立場からの議論をちょっとそれぞれやってみて、それで今回の料金の妥当性についてちょっと議論させていただきたいと思うんですけども、まず安易に料金を値上げすべきでないという考え方からすると、議案質疑の中にもありましたとおり、長期的には剰余金が発生すると、先ほど課長のお話にもありましたように発生するということを踏まえれば、値上げ幅が大き過ぎるのではないかと。今後さらに平成30年ごろになると、剰余金というか、黒字幅結構出てくるかと思うんですけども、そのときにも料金はそのままなのか、ある程度、今回の資本的収支、この5年ぐらい厳しい状況が続くかと思うんですけども、それを乗り越えた暁には、また料金の値下げということも考えられ得るのか、その点についてお聞かせください。

○寺田都市基盤部参事　きのうも同じような質問をいただいたわけですけども、今、現時点では、今回料金改定、23年の6期分からお願いをしたいということで上げさせていただいておりますが、26年を過ぎましても、減価償却費さえ積み立てられない、こんな状況で運営をしていく期間が続きます。当然、利益等が出てまいりましたときには、これは安定して運営できるということになるわけですけども、そういったときには当然減価償却の積立でありますとか、そういったものとか考えていかないけませんし、それと今回、資産維持費を原価に算入させていただいておりますのは、従来その施設を更新するときに、何十年という期間が過ぎた中で、当然更新とかそういう改築が出てくるわけですけども、その間については、使用料には、原価にはそういう物価上昇高等々も考えられますんで、そういった分は料金に反映されてないと。いざやりかえのときには、事業費が2倍とか3倍とかなる場合も想定されるわけですね。この部分については、またそのときに負担を願うのかというようなこともございますので、基本的にはやっぱりそういう施設の、今後改築とか更新をやっていくときに、少しでも公共料金を安定させていきたいという部分もございまして、そういった財源にも充てていきたいと。したがって、そういう部分については、一定、内部留保等もしていくことになろうかと思っております。

今、櫻井委員がおっしゃいましたように、ある一定期間が過ぎたら、かなりの黒字で利益が出てくるのではないかと、そのときには料金見直すのかどうかということでございますが、これもきのうの委員会でも御答弁をさせていただいておりますけれども、一定そのときの状況、経済情勢とか下水道の事業運営の状況がどのようになってるか、そういった状況も見きわめる必要がございます。そういった中で、一定判断もし、場合によっては今回もお願いしました審議会等にもかけながら、御意見もお伺いしながら、その辺については検討をしてみたいと。

料金改定は必ずしも上がることばかりではございませんで、下がることも当然考えられるわけでございます。ただ、今の時点では、下げるのかということで、いつ下げますとか、そういうようなことが明確にお答えできる現状ではございませんので、その辺のところだけは御理解をお願いしたいなと思っております。

○櫻井委員　今後の料金の改定という、いつ上げるのかとか、そういう話は当然それはそのときになってみなければできないと思うんですけども、ただ、どういう状況になれば料金

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

改定、値上げもあれば値下げもあるかと思うんですけども、という考え方ですね、それはちょっと一定程度示していただかないと、今後の見通しというのものなかなか立ちにくいのかなというふうにも思うんですね。

特に、今回資本維持費というものを料金の中を含めるということになりましたから、収益的収支におきましては、それなりに黒字が積み上がるような仕組みに今後なるわけですから、その資産維持費を組み入れてないという状況におきましては、収支はとんとんで、それより赤字になれば、じゃあ料金上げさせてくださいというふうなことで、ある種わかりやすい話だったと思うんですけども、この資産維持費というものが組み込まれたときに、話が若干見えにくくなるものですから、それを踏まえた上で今後の料金改定の考え方をお聞かせください。

○都市基盤部 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、総括原価に資産維持費を入れさせていただくということで約9億700万円の資産維持費を原価に算入させていただいております。

しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、現時点で平成26年度末に利益剰余金として残る金額というものが2億1100万円を予定しております。資産維持費を9億円原価に算入しているにもかかわらず2億1100万ということですので、その時点でまだ7億円積立が足りてないということになります。この7億は、なぜ積み立てで料金の設定は9億たまるような形で設定しているのにたまらないのかと申し上げますと、資本的収支におきまして資金不足が続きますので、そちらのほうの資金のほうに回っていくということで、現実には黒字になるんですが、資産維持費の分も含めた形で26年度末に内部留保される資金がたまるということではございませんので、それまず御説明させていただいて、今おっしゃられましたように収益的収支におきまして資産維持費を除く金額が、収支がとれた時点でということであれば、確かに一番わかりやすいんですが、ですので、資産維持費を含めた形の額、資産維持の設定した額ですね、額がたまってるかどうかで一定の料金がそれで賄えてるのかどうかというのを判断して、よく検討した上で再度見直すということをやりたいというふうに考えております。

○櫻井委員 ちょっと将来の話はまた将来の話ですので、その点については、考え方については、また今後検討させていただきたいと思っております。

一方で、きのうの総務政策常任委員会におきましては、一般会計から安易に繰り出すべきではないという、こういうお立場からの議論もございました。そうした観点からいいますと、今回、一般会計からの補助金、それから出資金というのをを出していると。今後、収益的収支の中においては、黒字も出てくるという考え方からすれば、一般会計から補助金、出資金ということで、渡し切りのものを出すのではなくて、例えば長期貸し付けをするなりということで、当然資本的収支の苦しいところをしのぐということもできるのではなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市基盤部 ただいまの一般会計から措置していただいております5億円につきまして、長期借入金で措置してはどうかという御提案でございますが、長期借入金で処理いたしますと、それに伴う返済がまた出てくるということで、現時点では、毎年3億円以上の資金不足

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

が出ますので、それを3億円、3億円という形で借りようと思しますと、今の5億円というものは、実は平成23年、24年でもう不足します。25年度以降については、また資金不足ということで、一般会計からまた入れていただかないといけないというようなことを繰り返すことになりますので、ちょっと話は戻るんですが、やっぱり企業会計でございますので、独立採算制の観点からいきましたら、今回5億円措置していただくということになりましたが、基本的には基準外の繰り入れにつきましては、いただくべきものではないというふうに我々も考えておりますので、補助金の2億円については、今回改定率をいただかない場合には20.81という改定率を設定しておりますので、それを市民の皆様の御負担を少しでも軽減したいということの政策的な意味もありまして、2億円をいただくことによって17.93に抑えたということでございますので、この2億円につきましても、基本的には今回1回限りという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻井委員 済みません、ちょっと私の不勉強で1点教えていただきたいんですが、補助金と出資金の違いというのは、どこにあるんでしょうか。実質的に今回、その内訳はともかく、5億円入るということで、その分キャッシュフローは5億円余裕がその分できるはずという点で、出資であろうが、補助金であろうが同じじゃないのかというふうにも思うんですが。

○寺田都市基盤部参事 5億円については、その内訳は収益勘定のほうで、収益的収入のほうで2億円を補助という形で受ける予定を、今回の補正でもお願いしております。

残りの3億については、資本的収入のほうで出資金として3億受けるような形になっておりますが、出資金については、これは資本増強ということで、自己資本金に組み入れてまいります。いわゆる資金不足をそれで結果的には埋めてしまうような形になりますが、もう一方の、話戻りますが、収益勘定のほうの2億円につきましては、使用料の改定に当たりましては、本会議の質問なんかでも御答弁をさせていただいておりますけれども、損益ベース、いわゆる収益勘定の部分のベースで計算をしております。そういったことから、そこに2億円の補助が入ることによって改定率が下がってくるということになりますので、使用料の改定率がそこで変わってくると。

出資金については、そういう率を下げるということには働きませんので、違いはそういったところになります。

○櫻井委員 ちょっとまだ私の理解がいかないのは、今回の2億円の補助金は今回限りということだと、約18%の料金値上げというのは、ずっと続くものと。2億円の補助金を入れたからということで改定率が18%弱で済むというところの関係、これが2億円が資本金に入れても、今回一番問題になってるのは資本的収支なんですから、資本金5億円、補助金ゼロ円でも同じことが言えるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○都市基盤部 御説明のちょっと繰り返しになるかも知れませんが、収益的収支に入れるというのは、総括原価で料金を取りにいけますので、総括原価の中で補助金が2億円入ること、総括原価、要は新しい、算定期間でありまして平成23年6期から平成26年度6期までに回収すべき費用の総額を引き下げることに2億円は使われるということで、料金の改定率にはね返ってくるということでございます。

その3億円につきましては、総括原価を下げるものとはなりませんので、料金の改定率に

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

は影響しないということでございますので、よろしく願いいたします。

○櫻井委員 ちょっともう一つ質問なんですが、出資金については、いわゆる民間企業であれば出資をしましたと、将来、出資したある種株主といえますか、出資元がお金が苦しくなったら、出資した分を何らかの形で引き上げるといえますか、買いとってもらおうということがありますけれども、この下水道会計におきましても、一般会計から出した出資金について、将来一般会計が非常に苦しいと、下水道会計は一応何とかやっていると状況のときに、3億円を返してくれということではできませんでしょうか。

○都市基盤部 公営企業会計上は、一般会計のほうにお返しするという事は可能でございます。

ただ、現時点でかなり下水道会計につきましては、資金不足という体質でございますので、返す余力ができるかということが、現時点では難しいのかなというふうに考えておりますので、返す、返さないも含めて、それは今後出てくると。制度的には返すことは可能であるということでございます。

○櫻井委員 そうすると一般会計から安易に繰り出すべきではないという立場を貫けば、出資金と補助金、どちらが好ましいかという、出資金のほうはまだ将来取り戻す可能性があるという意味で好ましいようにも考えられるんですけども、総括原価の話はさておき、補助金を入れなければ20%になると。しかし、そこは激変緩和だといって、それよりも届かない18%弱ということに仮にしておいたとして、資本的収支は5億円、出資金のほうに回しても回ると思うんですけども、しかも将来的に10年ぐらいたったところで、それなりに下水道会計が落ちついてきたときには、一般会計のほうにちょっとずつ戻してもらおうということも将来の選択肢で残すという意味からすると、補助金ではなくて出資金のほうにより多く配分すべきではないのかというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 今課長が申しあげましたように、公営企業法上は一般会計に戻すということも可能ということではもう間違いございません。

ただ、この下水道事業会計の根本を見ていただきたいんですが、自己資本構成比率がかなり低い、標準もいってないと、こういう状況でございますので、できるだけ資本を増強することによって体力をつけるという意味合いもございまして、今回出資をいただいたわけですが、3億より5億、そら多いほうがいいに決まってるわけですが、基本的には先ほどから御答弁申し上げておりますように、料金の改定率も一定引き下げという部分で、その一般会計からの補助の考え方、出資の考え方、総額が一定の考え方でもってその額を算定してまいっておりますので、今回の措置につきましては、3億円については資金不足額を基本的にはそれに充ててしまう部分になってしまいますけれども、資本増強という意味で一つは入れていただいていると。2億はあくまで改定率をできるだけ市民負担、あるいは事業者の負担を少なくしていくために政策的な配慮のもとで措置をしていただいているということでございますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○平寄財政基盤部長 一般会計からの出資という観点から一般会計サイドのほうから一つ補足で御説明をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、一般会計から見た場合のいわゆる下水道事業会計の一番の問題点といい

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

ますのは、かねてから御議論いただいておりますとおり、そもそも財務基盤ができ得ていないというところがやはり一つの問題であったろうということでございます。

先ほど来、説明申し上げますとおり、20年から財務会計という形にしておりますが、やはりこれを分析してみれば、下水道事業会計説明しておりますとおり、やはり今の問題というのは資金の不足額、いわゆる4条収支においてバランスシートがとれていないというところが一つ問題でございます。これを放置すれば、かねてから申し上げます、今財政健全化法という法律が施行されておまして、これにひっかかってくるという時代が想定されるであろうと。ですから、何とでもこの財務基盤の強化ということは市全体の問題として考えていかなければならないだろうということは、振り出しに戻って考えなきゃいかんだろうということを考えておりました。

そこで、本会議でも御答弁しておりますので、あえて繰り返して御説明申し上げませんが、その財務基盤の強化という点で、いわゆる4条収支の中の資金の不足額を何とかいなければならないという点に立ち戻って考えますと、御案内のとおり、本来民間企業であれば、株式の発行等によって自己資本の強化ということができるとございしますが、地方公営企業法の中におきましては、いわゆる住民が直接これを負担する手段ということが実はございません。ここで住民が直接出資する手段、いわゆる企業会計に対してこの財務基盤の強化を施す手段といたしましては、出資という考え方が同法の18条によって一応制度化されておるという観点から、市民が全体で下水道事業会計の財務基盤の強化という観点から、これ一般会計から負担を3億円、この3億円の根拠につきましては、先ほど来、御説明申し上げますところでございますので、これについては一般会計から市民全体の財務基盤の強化という観点から、税をもって出資してはいかがという観点からこれを今回行ったということでございます。

なお、先ほど出ておりますが、出資につきましては、同法18条の第2項におきまして、利益の状況に応じ、納付金を一般会計に納付するというような規定がございますので、法制上は一般会計にその利益の状況に応じては納付金を納めていただくということは、一応可能ではございますけれども、これにつきましては、現在のところ利益を上げたら一般会計のほうに納付金を納めてほしいということは考えてございませんで、必要最小限での出資、あるいは補助ということを行っておりますので、この点につきましては、出資につきましては、今回出資し、一般会計でこれについて、後日返していただくということを検討しているものではございません。

○櫻井委員 いろんな考え方に基づいていろいろ質問させていただき、いろいろ御答弁いただきましてありがとうございました。

おおよそ2つの極端な立場、一般会計から安易に繰り出すべきではないという立場と、それから安易に値上げをするべきではない、2つの立場から見ましても、おおよそ確かに今回の18%弱と、それから補助金、出資金の組み合わせというのは、おおよそその間をとってこういうふうなところであるのかなというふうにも思いましたけれども、一方で、資本的収支が今後も厳しい状況が続くということを確認したいという意味でも、先ほどお願い申し上げた平成30年度までの収支見込みにつきまして、資料の提出をお願いいたします。

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

○藤原市長 最後に総括的にちょっと御説明申し上げ、補足させていただきたいと思いますが、昨日の総務政策常任委員会で申し上げましたように、一般会計から、私、安易に繰り出すべきではないと思っておりますが、一方で安易に値上げすべきでもないというふうに思っております。

一般会計からの繰り出しに慎重であるべきだということは、要は一般会計であろうと、一般会計、市民の税金でありますから、税金で負担するということは市民負担にほかならないですから、料金値上げをしないで一般会計で入れろという議論は、市民負担は同じことになりますので、そういうことでやるべきではない、かつ、今回の値上げで一番負担がふえる方は、大口の使用者の方でいらっしゃるしまして、料金値上げすべきでない、一般会計が入れろという御主張は、生活が厳しい世帯の方々の負担が大変だからとおっしゃるわけですが、結果的に今回値上げしますと一番負担がふえるのは、大口の方々ということもあります。そういう面で受益者が明確になっておりますので、そういう方も含めて受益者負担の考え方が原則ではなかろうか。

ただ、一方で、個々の市民の皆さんの家計の負担から見ますと、一般会計も税金だし、使用料も同じ市民負担だとはいいながらも、家計から見れば、要は税金を払う額は決まっておって、それにプラス下水道使用料ということになりますから、使用料だけが上がりますと、何だ、トータルはふえるということになりますから、そういう面で安易に値上げすべきではない、特に現在のような社会経済状況厳しい中で家計負担をふやすということはいかかなものかというのは、まことにその限りにおいてごもっともだと思っております。そういう面で私なりに一般会計の負担と使用料金による負担をトータルどうするかということで、最終的に判断させていただきましたのが、御提案しているところでありまして、基本的にはコストでありますとか、経費をできるだけ切り詰められるところは切り詰めて、一般会計であろうが、使用料金であろうが、安易に市民に負担を転嫁すべきものではないというふうに思っております。

ただ、一つ追加的に申し上げたいのは、平成30年までの収支予測、一応立てておりますし、出せと言われれば、決して隠し立てするつもりはありませんが、ただ今後の見通しとして申し上げれば、かなりリスクがあるなというふうには思っております。と申しますのは、コスト側でいけば、今まさに議論されてますけども、電力料金がどうも引き上げになりそうだというふうなことで、コストのほうで増要因がある程度見込まれる。

そして収入のほうでは、御案内のように日本全体、兵庫県全体が人口減少に入っております。伊丹市はおかげさまでまだ微増傾向ではありますけれども、今後そんなに利用者がふえるわけではない、かつ下水の使用料もそんなに、節水意識等もこれありで減っていく方向であろう。そしてかつ企業も、もう決まっております転出は見込んでおりますけれども、今後、日本全体で海外へ出ていくというような動きがどうも加速しそうといったような見通しが語られる中、要は収入がもう非常にリスクが大きくなると、そんなことも考えておりますので、平成30年までお出しいたしますが、現段階での、現時点での見通しということですので、かなり私たちにとっては、責任を負う立場といたしますれば、余りいいほう、いいほうに考えておくと、なかなか厳しいなというふうには思っておりますので、もちろん結果的

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

にうまくいけば、きょう御議論いただきましたような出資金を引き上げるとか、あるいは料金を下げるとか、いろんな検討ができるかと思えますけれども、現時点ではなかなかそういう事態になればいいと思えますけれども、難しいかなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○櫻井委員 もう一言、済みません。

下水道会計ということで、今回きょうは御議論させていただいたんですけど、それ以外に社会経済情勢も含めて、それによって大きく将来像は変わってくるというお話でしたので、市政におきましては、例えば少子高齢化対策であるとかというようなことも含めて、総合的に考えていかなきゃいけないお話でしたので、大変よく理解できました。ありがとうございます。

（この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略）

○櫻井委員 済みません。ちょっと先ほどたくさん質問させていただいた中で、1点ちょっと重要な点を忘れておったんですけども、先ほど竹村委員のほうからも、市民に理解される料金値上げでなければならないというお話ありましたけれども、よく一般的な市民感情としまして、ちゃんと経営を厳しくやってるのか、ある種、民間企業であれば、料金改定の前にリストラとか、そういった努力をするもんだというふうな意見もあろうかと思えますけれども、下水道、例えば収益的収支、支出における人件費の割合なども踏まえて、そういった経営努力の状況、ないしはいわゆる経営的な人件費等の面での経営努力と、それからそれが収益に与える影響を踏まえて、ちょっとその辺の経営努力の話をちょっと1点お聞かせください。

○都市基盤部 まず、人件費についてでございますが、平成21年度でございますと、正規職員5名、再任用職員3名という形で、済みません、損益勘定におきましては8名で6360万円の人件費がかかっておりますが、平成22年度には、正規職員5名、再任用職員1名、人件費5487万円、23年度以降につきましては、正規職員4名、再任用職員2名ということで約4600万円の人件費でやっていくということで考えております。

また、資本勘定職員につきましても、平成21年度正規職員2名で1539万4000円に対しまして、平成23年は正規職員2名で1500万円と余り変わらないですが、平成24年度以降は正規職員1名、再任用職員1名ということで1350万円と、わずかでございますが人件費を削ってという形でやっていきたいというふうに考えております。

○櫻井委員 人件費の支出における割合、つまりそういった努力をされたことによる収益に対する貢献の割合というのはどの程度でしょうか。

○都市基盤部 仮に平成24年度でいきますと、人件費が4600万円でございますので、全体の費用が……。済みません、約1.89%ということで、総費用に占めます人件費の割合は、今申し上げた1.89%ということで、ほとんど微々たるもんやという形になっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○櫻井委員 私の先ほど来、いろいろ質問は、収益、資本という、お金の出入りについて質問させていただいたわけですけども、人件費率というのは、この下水道会計においては極めて小さいと。だからその部分で値上げしたり、値下げしたりとかという、そういう話ではな

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

いということをも市民の皆さんに広く理解していただくことは重要なことというふうに思いましたが、そういった理解で間違いございませんでしょうか。

○寺田都市基盤部参事 人件費の占める割合、もう委員おっしゃってるとおりでございます。全体の割合からしましても、これを2人を1人に仮にしましても、もう800万とか900万ぐらいしか下がりませんので、全体から見ましたら、その経費自体はそういう維持管理、何億という維持管理を経費関係に御負担をさせていただいておりますので、そういった人件費が改定の主な要因になってるとか、そういうことではございませんので、よろしく願いをしたいと思います。

○藤原市長 ちょっと補足させていただきますが、櫻井委員も竹村委員も御案内のとおりであります。日本、自由主義経済ですから、物、サービスの値段はマーケットの中で需要と供給の関係で決まっていくというのは原則であります。本日御審議いただいております下水道料金、利用者には選択の余地がないと、使わざるを得ない。同様なものが電気代であり、上水道の料金でありということで、こうした料金体系、ほっときますと、民間企業であればもうけるためにどんどんつり上げてしまうのではないかとといったような危惧がありますので、法律上、それが料金が認可に係っております。それが今回、原発事故を契機に電力料金どうなのかということで、いわゆる総括原価方式の根拠といえますか、それがどうなのか。今回、東電、多額の賠償金があって、それを単純に積み上げていきますと、えらい電力料金になってしまいますから、そもそも今、東電の人件費、高過ぎないかとか、給料高いんじゃないかとか、そういう面でリストラが必要だと言われてるのは御案内のとおりであります。

そういう面で、事本日御審議いただいております下水道料金につきましては、そもそも条例で市がやらせていただいて、料金自体が条例に係っておるということは、市民の代表である議員の方々に今、きょうこうして御審議いただいておりますように、本当にこれは必要なのかどうかというのを市民の立場でいろいろ御審議いただくということでありまして、そういう面で私も市民代表として市役所の中に入っているという立場もありますので、そういう目で見えておるつもりでありますけれども、きょう御議論いただきましたことを極めて重要なポイントを突いていただいているかなと。

特に、今ちょっと参事の説明で気になりましたのは、料金値上げに余り関係ない少ない額だからというような説明がありましたけれども、多かろうが少なかろうが、原価に係るコストについては、切り下げるところは少しでも切り下げていくというのが基本的なあり方ではないかというふうに思っております。

そういう面で、これまでも行政改革の一環で、人数を減らして話もしましたけれども、かつ単価につきましても、御案内のように公務員給与を引き下げということで全体水準、給与表を見直したり、地域手当を引き下げたりといったような努力を行政全体でしておる。そういう中で、この下水道料金につきましては、企業会計方式をとっておりますので、それが見やすい形で出てくるということで、これまでも広報伊丹等、こうしたいろんなメディアを通じて市民の皆さん方に御理解いただき、今回の料金改定についても理解をいただきたいということで努力をしてきたつもりではありますけれども、この料金改定自体がこの議会審議にかかっているということからすれば、議員の皆様方にもぜひそうしたことで、こういう形

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

で料金が引き上げられるんだということを市民の皆様にもお伝えしていただきたいなど、そのように思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○新内委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、委員として少し質疑をさせていただきたいと思います。副委員長と交代いたします。

○櫻井副委員長 それでは暫時、委員長の職務を行いますのでよろしく願いいたします。質疑のある方、どうぞ。

(この間、櫻井周以外の議員の質疑が行われました：中略)

○櫻井副委員長 それでは、委員長と交代します。

○新内委員長 それでは、ほかにございませんか。
ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方、どうぞ。ございませんか。

それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

両案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○新内委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号及び71号の両案は、原案どおり決すべきものと決定いたしました。
では、ここで暫時休憩いたします。

○休 憩

○再 開

○新内委員長 休憩を解いて会議を続けます。



議案第70号

伊丹市立産業・情報センター条例の一部を改正する条例の制定について

○新内委員長 最後に、議案第70号を議題といたします。

本案につきましても、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑のある方、どうぞ。

○櫻井委員 産業・情報センター条例の改正につきまして、これは日曜日、それから祝日が今後お休みになるという内容でございますが、お休みにして休館にしてしまうというのに当たって、現在の日曜日、祝日の使用状況、会議室、情報セミナー室、どの程度使われているのかということをお聞かせください。

○都市活力部 日曜日、祝日に関する稼働率でございますけれども、全体といたしましては、時間ベースでいいますと26.5%でございます。個別に申し上げますと、例えば6階マル

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

チメディアホールでございますと22%、情報セミナー室でございますと1.1%、あと会議室につきましては、おおむね20%でございます。

○櫻井委員 26%程度ということで、この数字が高いのか低いのかということなんでしょうけれども、これもし閉館となると、26%の使用率に対応する利用者の方は使えなくなるということになりますけども、ここ閉館になったと、お休みになったという場合に、利用者はどのような対応をとることができるのか、教えてください。

○都市活力部 産業・情報センターの近くには、例えばいたみホールでございますとか、アイフォニックホールとかございます。いたみホール、アイフォニックホールにつきましては、休館日が火曜日でございますので、日曜日は開館しております。

いたみホール、アイフォニックホールにつきましても、稼働率で申し上げますと、いたみホールについては48.8%、アイフォニックホールについては68.2%でございますので、そちらのほうで十分収容できるものと考えております。

さらに、利用者で申し上げますと、産業・情報センターと申しますのは、やはり産業界の利用が大変高うございまして、一般の利用の方は約9.4%ぐらいでございますけれども、産業界のほうは、やはり平日利用のほうが多うございまして、周辺施設のような平日を休館とするのではなくて、産業・情報センターにつきましては、日、祝閉館という方向で御提案をさせていただいてるものでございます。

○櫻井委員 産業・情報センターの中で、会議室はいたみホールの会議室を使えばいいじゃないかというので、それはよく理解できますけれども、マルチメディア室とか、情報セミナー室、こちらはそれに対応するような施設というのは近隣にございますでしょうか。

○都市活力部 情報セミナー室については、先ほど申し上げましたように日、祝の利用率が1.1%、非常に低うございますので。

あとマルチメディアホール等につきましては、昨今パソコンの普及率が非常に高うございますので、十分日曜日をお休みになったとしても、同様影響は少ないかと考えております。

○都市活力部 パソコンセミナー室につきましては、1.1%と申し上げてるんですが、そもそもパソコンセミナー室は、センター事業のパソコンセミナーを使っておりまして、先ほど申し上げた1.1パーというのは、あくまでも純粋に貸し室としてお貸ししている利用です。センター事業として日曜日使ってる部分は外しております。センター事業でやっている日曜日につきましては、土曜日に振りかえるなりということが可能でございますので、実質、そのパソコンセミナー室につきましては、センター事業のパソコンセミナーの合間のわずかに使える部分を貸し室として従来御提供していたということですが、今回、全くの専用使用ということを考えておりまして、別表のほうから外させていただいたという形でございますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

(この間、桜井周以外の議員の質疑が行われました：中略)

○新内委員長 じゃあほかにございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

御意見のある方、どうぞ。ございませんか。

2011年9月定例会・都市消防常任委員会

（「なし」の声起こる）

○新内委員長 それでは、討論を終結して表決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○新内委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案どおり決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

以上で、都市消防常任委員会を終わります。

以 上